

提 供 日 2026/08/18
タイトル 建設業者に対する営業停止処分
担 当 交通基盤部 建設経済局建設業課
連 絡 先 建設業班 望月
TEL 054-221-3058



建設業者に対する営業停止処分

1 処分を受けた者

商 号 株式会社野村商店
所 在 地 静岡県伊東市和田1-9-16
許可番号 静岡県一般建設業許可第32145号
許可業種 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工・コンクリート工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装工事業、熱絶縁工事業、建具工事業、水道施設工事業、解体工事業

2 処分内容

建設業に関する営業のうち、民間工事に係るものの営業停止
※「民間工事」とは、「国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事」以外の建設工事をいう。

3 営業停止期間

令和8年9月2日～令和8年9月11日（10日間）

4 処分理由

株式会社野村商店が平成30年に伊東市で実施した、民間住宅改装工事に関して、令和5年9月29日に静岡県から所有者に対して、当該建築物が建築基準法に違反するものとして、是正依頼書が発出されている。また、建設業法第19条第2項の規定に違反して契約内容の変更に係る書面を作成しなかった。
このことは、建設業法第28条第1項第3号及び建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

